

八街市耐震改修促進計画 (案)

令和 3 年○ 月

八 街 市

目 次

はじめに.....	1
第1．計画策定の主旨.....	5
第2．建築物の耐震化率の目標設定.....	7
1．想定される地震の規模、被害の状況.....	7
2．耐震化の現状.....	9
3．建築物の耐震化率の目標設定.....	12
4．市有建築物の耐震化情報開示.....	12
第3．目標を達成するための基本的な取組方針及び必要な施策.....	13
1．目標を達成するための基本的な取組方針.....	13
2．基本的な取組方針を達成するために必要な施策.....	13
(1)．耐震化の促進を図るための支援策の概要.....	13
(2)．重点的に耐震化すべき区域.....	13
(3)．沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路.....	13
3．地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要.....	16
(1)．各種落下物対策.....	16
(2)．ブロック塀等の対策推進.....	16
(3)．エレベーター及びエスカレーターの安全対策.....	16
(4)．天井等の脱落対策.....	16
4．啓発及び知識の普及に関する事項.....	17
(1)．地震ハザードマップの作成・公表.....	17
(2)．相談体制の整備及び情報提供の充実.....	17
(3)．リフォームにあわせた耐震改修の誘導.....	18
(4)．家具の転倒防止策の推進.....	18
(5)．建築物の液状化対策.....	18
(6)．自治会等との連携.....	18
5．所管行政庁との連携.....	19
6．その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項.....	20

参考資料

資料－1	特定建築物の一覧-----	資料-1
資料－2	特定建築物となる危険物の数量一覧-----	資料-2
資料－3	市有特定建築物の一覧-----	資料-3
資料－4	建築物の安全性の考え方について-----	資料-4

はじめに

○ 阪神・淡路大震災の被害

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災では、建築物に多数の被害が生じ、多くの尊い命が失われました。この地震による 6,434 人の死者のうち直接的な死者数は 5,502 人でありこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊・火災等によるものでした。

○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の制定・改正

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平成 7 年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。その後、平成 18 年 1 月に「耐震改修促進法」が改正施行され、耐震改修促進計画の策定、改定、耐震化目標の設定が求められています。

平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震ではブロック塀の倒壊による死者が出るなどの被害も発生しています。これを踏まえ、平成 31 年 1 月には「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令等の改正」（平成 7 年政令第 429 号）が施行され、通行障害建築物に一定の長さ及び高さを超える組積造の塀が追加されています。

さらに、国が定めた「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）や「国土強靱化年次計 2020」では、令和 7 年度までに住宅の耐震化率を 95%にすること、耐震性の不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消することが目標として示されています。

○ 大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況

平成 23 年 3 月には、東日本大震災が発生し、県内で最大震度 6 弱を観測するなど強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波、東京湾沿岸の埋立地や利根川沿いなどの低地で発生した液状化現象により、甚大な被害が発生しました。

政府（地震調査研究推進本部）が公表している「全国地震動予測地図」の 2021 年 3 月版によると、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率は千葉県（千葉市）では 62%、茨木県（水戸市）では 81%となっており、いずれも高確率で発生するものとなっています。

以上の予想から南海トラフ地震及び首都直下地震など大地震は発生までの時間が限られており、いつどこで発生してもおかしくない状況です。大地震の発生により被害は甚大なものになると想定されるため、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

○ 耐震改修促進計画の策定

このような背景のもと、市では平成 22 年 3 月に「八街市耐震改修促進計画」を策定し平成 29 年 2 月に改定を実施しております。本計画では、平成 32 年度までに既存建築物の耐震化率を 95%とする目標を設定しておりました。平成 30 年度時点で住宅の耐震化率は 94%程度です。特定建築物の耐震化率は 99%であり、目標を満足しています。

○ 耐震改修促進計画の改定

市として、新たな目標を設定し、更なる耐震診断および耐震化を進めるために、本計画を改定することとしました。

市が今後、耐震診断などを効果的かつ効率的に進めていくために、また、国の補助制度を活用する上でも、本計画の策定・改定が必要となります。

国、県、市及び市民等が連携を図り、本市における既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的かつ総合的に進めることにより、より一層の建築物の耐震化を促進し都市空間、居住空間における地震による被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）
（千葉県地域防災計画より）

番 号	西暦年月日 （日本歴）	震 央		マグニ チュード	県内 最大震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名					
1	1605. 2. 3 (慶長 9 年12 月 16 日)	134.9 33.0	東海・南海・西海諸道	7.9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて 30 余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸 45 か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せ村の漁村農村が押し流された。	死者多数
2	1677. 11. 4 (延宝 5 年10 月 9 日)	142.0 35.5	磐城・常陸・安房・上総・下総	8		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波浸水高は、東浪見村 6.0～7.5m、矢指戸村 5.5～7.0m、岩船浦 6.5～8.0m、御宿浦 4.5～7.0m、沢倉村 5.5～7.0m などであった。	銚子市高神 1 万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家 50 戸、水死者 97 名、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者 13 名、大原で倒家 25 戸、水死者 9 名、矢差戸で倒家 25 戸、水死者 13 名、岩船で倒家 40 戸、水死者 57 名、御宿で倒家 30 戸、水死者 36 名
3	1703. 12. 31 (元禄 16 年 11 月 23 日)	139.8 34.7	江戸・関東諸国	7.9～8.2	6	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿 8m、勝浦 7m、鴨川 6.5m、千倉 9.2m、相浜 11～12m、保田 6.5m などであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で570軒流失、死者 100 名、御宿で倒家 440 戸、死者 20 余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。
4	1855. 11. 11 (安政 2 年10 月 2 日)	139.8 35.7	江戸および付近	7～7.1	6	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度 6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数でた。
5	1909. 3. 13 (明治 42 年)	(8:19) 141.5 34.5 (23:29) 141.5 34.5	房総半島沖	(8:19) M6.7 (23:29) M7.5			名洗で地盤に亀裂が生じた。	銚子で家屋の傾斜2戸と煙突の挫折があった。
6	1921. 12. 8 (大正 10 年)	140.2 36.0	茨城県南部	7		印旛郡で道路に亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破損数か所、千葉や成田で多少の被害があった。
7	1922. 4. 26 (大正 11 年)	139.8 35.2	千葉県西岸	6.9	5	布良で崖くずれ。		建物全壊 8 戸、破損771 戸、小学校傾斜 1 棟。館山、木更津、大喜喜等で土蔵や倉庫等の壁落下。
8	1923. 9. 1 (大正 12 年)	139.1 35.3	神奈川県西部	7.9	6	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山ずが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波高は布良 4.5 m、洲崎 4m、勝山 2.2 m、木更津 1.8mなどであった。	千葉県全体で死者1,335 名、負傷者 3,426 名、行方不明者 7 名、全壊家屋31,186 戸、半壊 14,919 戸、焼失 647 戸、流失 71 戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。
9	1953. 11. 26 (昭和 28 年)	141.7 34.0	房総半島南東沖	7.4	5		銚子付近で最大波高 3 m記録した。が、被害なし。	館山、富崎で墓石が転倒し、犬吠埼灯台の水銀がこぼれた。
10	1960. 5. 23 (昭和 35 年)	74.5W 39.5S	チリ沖	8.5			九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。津波の波高は銚子で153cm、布良で 67cmであった。	津波による被害は死者 1 名(銚子)、負傷 2 名、半壊家屋 11 戸、田畑の冠水 173ha に及んだ。
11	1987. 12. 17 (昭和 62 年)	140.5 35.4	千葉県東方沖	6.7	5	山武、長生郡市を中心に、崖くずれ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、崖くずれの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者 2 名、負傷者 161 名、全壊家屋16 棟、半壊家屋102 棟、一部損壊71,212 棟、断水 49,752 戸、停電287,900 戸、ガス供給停止 4,967 戸、ブロック塀等の倒壊2,792 か所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
12	1989. 3. 6 (平成元年)	140.7 35.7	千葉県北部	6	5	佐原市ほか4町で農業用水施設(地下埋設管)に破損が生じた。		佐原市ほか4市町で屋根瓦の落下による家屋の一部破損が12 棟、多古町において水道管の亀裂により断水70 戸の被害がでた。
13	2005. 4. 11 (平成 17 年)		千葉県北東部	6.1	5強			県内で家屋の一部損壊4棟の被害がでた。
14	2005. 7. 23 (平成 17 年)		千葉県北西部	6	5弱			県内で負傷者 8 名、家屋の一部損壊3 棟の被害がでた。その他、関東近県で約 6 万 4 千台のエレベーターが停止し、78件の閉じ込めが発生した。鉄道については、東北、上越、長野、東海道新幹線、関東地方のJR等の各線で点検のため運転を中止し、運転再開まで最大で約 7 時間を要した。

番 号	西暦年月日 (日本歴)	震 央		マグニチュード	県内 最大震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名					
15	2011. 3. 11 (平成 23 年)	142.9 38.1	三陸沖	9	6弱	東京湾岸の埋立地 や利根川沿いの低 地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液 状 化 が 発生した。市街地では、地震時、建物は ゆつくりと大きく揺れ、道 路では敷地等の境 がずれるように水 平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が沸き出した。マンホ ールは歩道の真ん中 で大きく突出し、電 柱 や 信 号 機 は 傾き、沈み 込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅 が ゆつくりと沈み 込み、各 地 で 噴 砂、沈み込み、浮き上がり、抜け 上がり、地 波 等 の 様 々 な 液状化被害 が発生した。水道、下水道等のライフラインも、液 状化により至る所で 管 が 破 壊 された。	津波観測点「銚子」では押波による第一波を15 時 13 分に観測。17 時 22 分に津波の最大 の高さ 2.5mを観測した。潮位計のデータでは、13 日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し 寄せた津波は、山武市 では海岸線から3km近くの陸域にまで到達 し、利根川では河口から 18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里 地域(銚子市～いすみ市)で23.7km ² に達した。この津波は、旭市飯岡 地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保 安林のないこの 地区に、7.6mと推定される 第 3 波の津波が襲来 し、県民の生命・財産を奪い去った。	令和 3 年 3 月 4 日現在 死者 22 名(うち、津波による死者 14 名(旭市13 名、山武市 1 名)、行方不明者 2 名(津波による)、負傷者 270 名。建物全壊 807 棟、半壊10,311 棟、一部損壊件57,443 棟、建物火災15件、床上浸水 61 棟、床下浸水 455 棟。水道断水 177,254 戸、減水 129,000 戸。下水道 24,300 戸で使用制限。ガス 8,631 戸で停止。電気 347,000 戸で停電。国道、県道で全面通行止め 33 カ所、片側通行規制 12 カ所。農業施設の損壊 2,257カ所ほか。漁船転覆・乗り上げ等390 隻。石油コンビナート爆発事故(市原市)。福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。
16	2012.3. 14 (平成 24 年)	140.9 35.7	千葉県東方沖	6.1	5強	銚子市市道の一部 で、液状化による 噴 砂 等 が 発生した。		県内で死者 1 名、負傷 者 1 名、家屋の半壊 2 棟、一部損壊 219 棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック 塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び 香 取 市において、一時、約 14,800 軒以上に 断水 が発生した。
17	2018. 7. 7 (平成 30 年)	140.6 35.1	千葉県東方沖	6	5弱			被害なし
18	2019. 5. 25 (令和元年)	140.3 53.3	千葉県北東部	5.1	5弱			県内で軽傷者 1 名(千 葉市)
19	2020.6.25 (令和 2 年)	141.1 35.5	千葉県東方沖	6.1	5 弱			県内で重傷者 1 名(市 原市)、軽傷者 1 名(い すみ市)

※県内における震度5弱以上を観測した地震、震度不明のものはM7. 0以上のものを記載

第 1. 計画策定の主旨

○ 本計画の目的

本計画は耐震改修促進法に基づき、市内の住宅及び特定建築物の耐震性の向上を図り、今後予想される地震災害から被害を最小限に留め市民等の生命、財産を守ることを目的として策定するものです。

○ 法的根拠

本計画は、耐震改修促進法第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものです。

○ 本計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震化率の目標設定」「目標を達成するための基本的な取組方針及び必要な施策」の位置づけを、耐震改修促進法第 6 条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び同法第 5 条の規定により定められた「千葉県耐震改修促進計画」を勘案しつつ、市の上位計画である八街市地域防災計画等との整合を図ります。

国	「耐震改修促進法」改正 建築物の耐震改修の促進に関する法律 平成 7 年 10 月 27 日公布 最終法改正平成 30 年法第 67 号 改正政令施行 平成 31 年 1 月 1 日 「基本方針」告示 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための 基本的な方針 平成 30 年 12 月 21 日告示	国土強靱化基本計画第 11 条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・ 減災等に資する国土強靱化基本法 平成 25 年 12 月 11 日公布・施行	基 づく 勘 案
県	千葉県耐震改修促進計画 令和 3 年 3 月策定（法第 5 条）	千葉県国土強靱化地域計画	
八街市	八街市耐震改修促進計画	八街市地域防災計画 八街市国土強靱化地域計画	

○ 本計画の見直し

計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度とします。本計画に定めた耐震化率の目標値等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所定の見直しを行うものとします。

○ 対象とする区域

本計画の対象区域は、八街市全域とします。

○ 対象とする建築物

本計画の対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入以前に建築された以下に示す建築物とします。ただし、平成 12 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の中には、壁の配置の偏りや接合部の金物の不足等により、現在の基準を満たさないものがあることから、このような住宅についても対象とします。

【新耐震基準とは】

建築基準法の改定（昭和 56 年 6 月 1 日施行）により最低限遵守すべき建築物の耐震基準として定められ、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震（震度 6 強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを基準としています。

① 住 宅

② 特定建築物※

ア 耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる、学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物

イ 耐震改修促進法第 14 条第 2 号に掲げる、危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物

要緊急安全確認大規模建築物（耐震診断義務付け建築物）

要安全確認計画記載建築物（耐震診断義務付け建築物）

③ 公共建築物（市有建築物）

※ 資料－1 特定建築物の一覧

※ 資料－2 特定建築物となる危険物の数量一覧 参照

第2. 建築物の耐震化率の目標設定

1. 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 想定される地震の規模・被害の状況

千葉県地域防災計画（平成26・27年度千葉県地震被害想定調査、平成19年度千葉県地震被害想定調査）において想定する地震は、千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群による4つの地震であることから、本計画においても同様の想定を行います。

想定地震

地震のタイプ	地震名	地震の規模	八街市の震度
プレート内部	千葉県北西部直下地震	M7.3	5強～6弱
プレート境界	東京湾北部地震	M7.3	5強～6弱
プレート内部	千葉県東方沖地震	M6.8	5弱～6弱
活断層	三浦半島断層群による地震	M6.9	4～5弱

(2) 被害の特徴

① 地震動

- ・上記の想定地震の場合は震度4から6弱の範囲となり、市全域でほぼ同程度のゆれ（震度）となります。

② 液状化

- ・県の調査結果によると千葉県北西部直下地震が発生した場合、市内では液状化が予測されませんでした。なお、県調査では、液状化危険度予測は250mメッシュで行われているため、メッシュ上に現れない小規模な谷底平野等で液状化が発生することがあります。

（引用：平成30年3月八街市防災アセスメント調査業務報告書）

③ 急傾斜地の崩壊

- ・一部の地域で急傾斜地の崩壊の発生が懸念されますが、市全体としてローム台地であり起伏の少ない地形であるため危険性は少ないと予想されます。

(3) 被害の概要

八街市地域防災計画では想定地震のうち、千葉県が防災・減災対策の主眼に置く地震として位置つけた千葉県北西部直下地震を災害想定の対象地震としていることから、本計画においても同様の想定を行っています。

想定地震（千葉県北西部直下地震、冬 18 時、風速 8m/s）による予測被害量等
「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査」

建物被害				
	揺れによる	液状化による	急傾斜地崩壊による	火災
全壊	230 棟	0 棟	0 棟	0 棟
半壊	1,600 棟	—	—	—
人的被害				
建物倒壊等	重傷者	30 人		
	軽傷者	190 人		
うち屋内収容物移転・屋内落下物によるもの	重傷者	10 人		
	軽傷者	20 人		
急傾斜地崩壊等	重傷者	0 人		
	軽傷者	0 人		
火災	重傷者	0 人		
	軽傷者	0 人		
ブロック塀・自動販売機の転倒・屋外落下物	重傷者	0 人		
	軽傷者	0 人		

- ・「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査」による数値の小数点以下を切上げた値としました。

2. 耐震化の現状

(1) 既存建築物棟数

- ・八街市内の建築物棟数は、令和3年6月時点で約3万7千棟です。
- ・昭和56年以前の既存建築物は、約9,300棟で、このうち市有の建築物は72棟、民間建築物は、約9,300棟です。構造別では、木造建築物が、約7,900棟、非木造建築物が、約1,500棟です。

既存建築物棟数

(単位：棟)

区分	総棟数	うち昭和56年以前		
			木造	非木造
市有建築物 (平成30年1月現在)	278	72	14	58
民間建築物 (令和3年6月現在)	36,306	9,265	7,872	1,393
合 計	36,584	9,337	7,886	1,451

(2) 耐震化の現状

① 住宅・特定建築物の現状

ア 住宅

- ・平成30年における住宅数は、約2万7千戸（戸建て住宅：2万3千戸、共同住宅その他の住宅：4千戸）と推測されます。その内、耐震性のある住宅は約2万5千戸、耐震性のない住宅は2千戸と推測されます。
- ・住宅全体の耐震化率^{※1}は約94%と推測されます。

住宅の耐震化の現状

(平成30年住宅・土地統計調査による推計)

(単位：戸)

区分	総戸数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 ^{※2} a	耐震性有 ^{※2} b	耐震性有 c	
総数	26,780	1,603	1,667	23,510	94%
戸建て住宅	22,650	1,581	1,419	19,650	93%
共同住宅等 ^{※3}	4,130	22	248	3,860	99%

- ※1 耐震化率とは、耐震性があるもの(昭和 56 年以降に建築され新耐震基準を満たす)の割合
- ※2 昭和 55 年以前の住宅のうち、耐震性の有無については、千葉県の推計方法に基づき算出した
- ※3 長屋建、共同住宅、その他等を含む

イ 特定建築物

- ・令和 2 年度における特定建築物の棟数は、市有建築物が 4 4 棟、民間建築物が 2 7 棟です。
- ・その内、耐震性がある建築物 7 0 棟、耐震性がない建築物は 1 棟です。
- ・耐震化率は全体で約 9 9 % であり、市有建築物が 1 0 0 %、民間建築物が 9 6 % です。

特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

区分	総棟数 (a+b+c)	昭和 56 年以前		昭和 57 年以降	耐震化率 (b+c) / (a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 ^{※4} b	耐震性有 c	
市有	44	0	16	28	100%
民間	27	1	3	23	96%
全体	71	1	19	51	99%

- ※4 耐震診断の結果耐震性がある、もしくは耐震改修工事を実施済みで安全性を確保した建築物の棟数。

② 市有建築物の現状

- ・平成 30 年度における市有建築物の総数は 2 7 8 棟であり、その内昭和 55 年以前に建築されたものは 7 2 棟です。
- ・上記の内、主な市有建築物^{※5}の総数は 1 2 3 棟、昭和 56 年以前のものは 3 1 棟で、その内、耐震性があるものは 3 0 棟です。
- ・耐震化率は 9 9 % です。

主な市有建築物^{※5}の耐震化の現状

(単位：棟)

区分	総棟数 (a+b+c)	昭和 56 年以前		昭和 57 年以降	耐震化率 (b+c) / (a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b	耐震性有 c	
市有	123	1	30	92	99%
上記のうち 特定建築物	44	0	16	28	100%

※ 5 主な市有建築物とは、非木造 2 階以上または 非木造及び木造で 200m² 超の建築物をいう。

③ 耐震診断義務付け建築物

- ・耐震診断義務付け建築物とは、耐震改修促進法第 7 条 1 項による要安全確認計画記載建築物および、耐震改修促進法附則第 3 条 1 項による要緊急安全確認大規模建築物です。
- ・市有建築物の耐震診断義務付け建築物の耐震化率は 100% です。

耐震診断義務付け建築物

(単位：棟)

区分	総棟数 (a+b)	耐震性無 a	耐震性有 b	耐震化率 (b) / (a+b)
市有	3	0	3	100%

3. 建築物の耐震化率の目標設定

平成 29 年 2 月に改定した計画では、平成 32 年度における耐震化率の目標を 95%と設定した。令和 3 年〇月の改定にあたっては、国の基本方針、千葉県耐震改修促進計画を踏まえて、令和 7 年度における住宅の耐震化率の目標を 95%と設定します。また、特定建築物については耐震化率の目標を 100%と設定します。

(1) 住宅の耐震化

住宅の耐震化率は、令和 7 年度までに 95%とすることを目標とします。目標達成までの想定件数は残り約 270 件です。

(2) 特定建築物の耐震化

特定建築物の耐震化率は、令和 7 年度までに 100%とする（すべての特定建築物で耐震化を図る）ことを目標とします。目標達成までの件数は残り 1 件です。

(3) 公共建築物（市有建築物）の耐震化

主な市有建築物の耐震化率は、令和 7 年度までに 100%とする（主な市有建築物についてすべて耐震化を図る）ことを目標とします。目標達成までの件数は残り 1 件です。

なお、市有特定建築物（災害時に避難所や応急活動の拠点としての活用が想定される建築物）は、耐震化率 100%を達成しています。

4. 市有建築物の耐震化情報開示

市有建築物の耐震化については、「千葉県耐震改修促進計画」を踏まえ、各施設の耐震診断を速やかに実施し、耐震診断及び耐震改修の実施状況等を、ホームページ等にて公表していきます。

なお、公表する耐震化の情報は、下記の項目とします。

- ① 施設名称
- ② 所在地
- ③ 耐震診断の有無・実施時期
- ④ 耐震診断の結果、構造耐震指標値
- ⑤ 耐震改修の有無・実施予定等

第3. 目標を達成するための基本的な取組方針及び必要な施策

1. 目標を達成するための基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず所有者等が自らの問題として意識を持って取り組むことが大切です。「自らの命や財産は自ら守る」ということが原則であり、このことを十分に認識して、自らの努力のもと耐震化を進めることが重要です。

市は民間建築物の住宅及び特定建築物の所有者に対して建築物の地震に対する安全性を確保するため、基本的な取組方針を達成するために必要な施策、地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要、啓発及び知識の普及に関する事項、所管行政庁との連携、その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項を、基本的な取組方針として定め耐震化の促進を図るものとします。

また、市有建築物の耐震改修等を計画的に実施します。

2. 基本的な取組方針を達成するために必要な施策

(1) 耐震化の促進を図るための支援策の概要

市は、平成12年5月31日以前に建築、または着工された木造住宅の耐震診断や改修工事および、道路沿道で倒壊の恐れがあるブロック塀等の除去を行う工事に
関して、以下に示す支援策を実施し耐震性の向上を図ります。

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ○ 木造住宅耐震診断費補助事業 | ： 木造住宅の耐震診断に関する助成 |
| ○ 木造住宅耐震改修費補助事業 | ： 木造住宅の耐震改修に関する助成 |
| ○ 危険ブロック塀等除去費補助事業 | ： 倒壊の恐れがあるブロック塀等の除去に関する助成 |

(2) 重点的に耐震化すべき区域

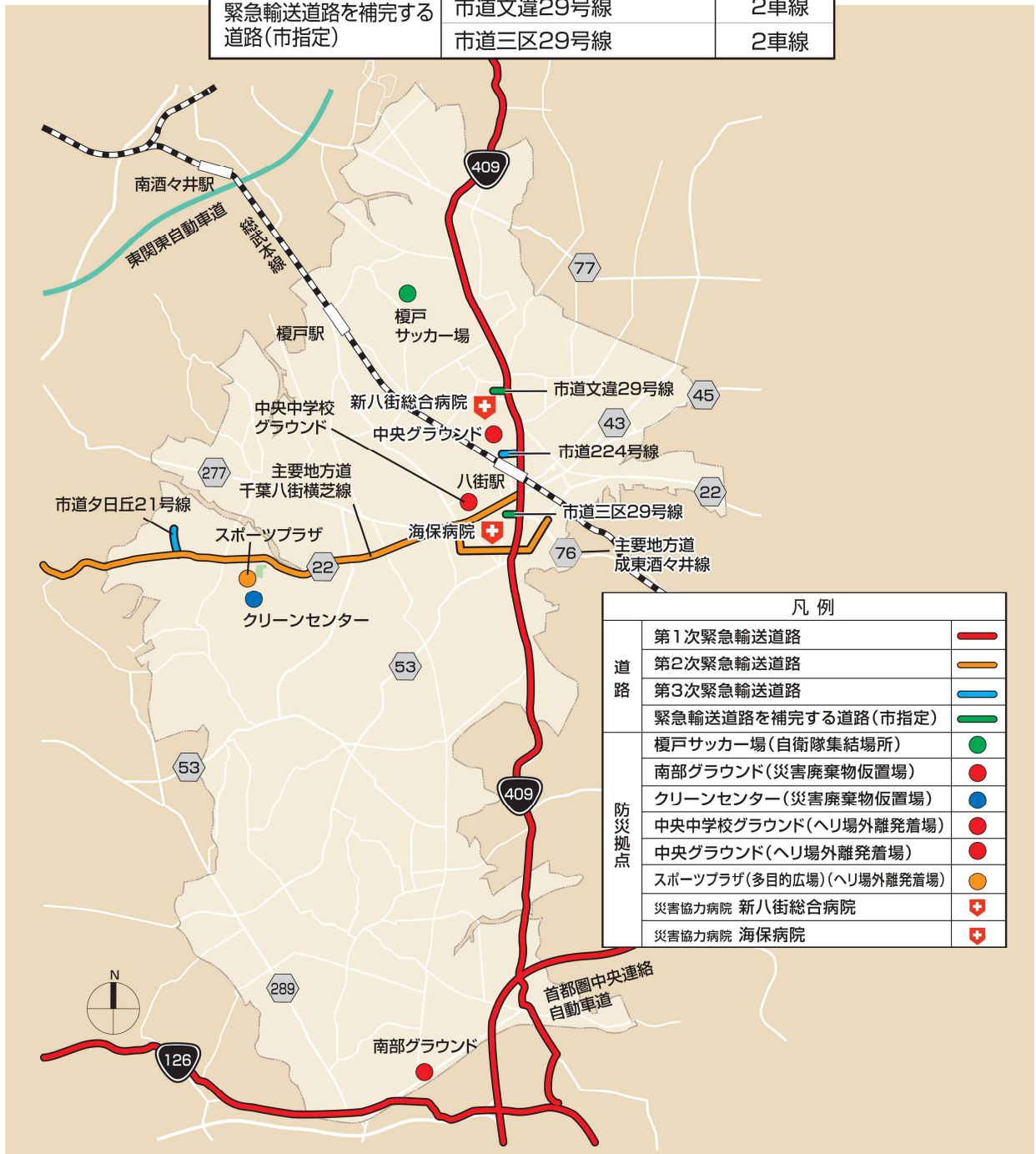
八街市地域防災計画では震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅密集地について、建物の倒壊や延焼火災の発生など特に大きな被害が想定されるため重点的に耐震化の促進を図る区域として交進小学校区、実住小学校区および川上小学校区について位置付けています。

(3) 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路

千葉県が指定する緊急輸送道路1次路線、2次路線、3次路線および八街市が地域防災計画で指定する緊急輸送道路を補完する道路については、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、地震時に通行を確保すべき道路として、優先的にその沿道の建築物の耐震化の啓発促進に取り組むものとします。

[緊急輸送道路]

第1次緊急輸送道路 (県指定)	国道126号	2～4車線
	国道409号	2～4車線
	首都圏中央連絡自動車道	2車線
第2次緊急輸送道路 (県指定)	主要地方道千葉八街横芝線	2車線
	主要地方道成東酒々井線	2車線
第3次緊急輸送道路 (県指定)	市道224号線	2車線
	市道夕日丘21号線	2車線
緊急輸送道路を補完する 道路(市指定)	市道文違29号線	2車線
	市道三区29号線	2車線

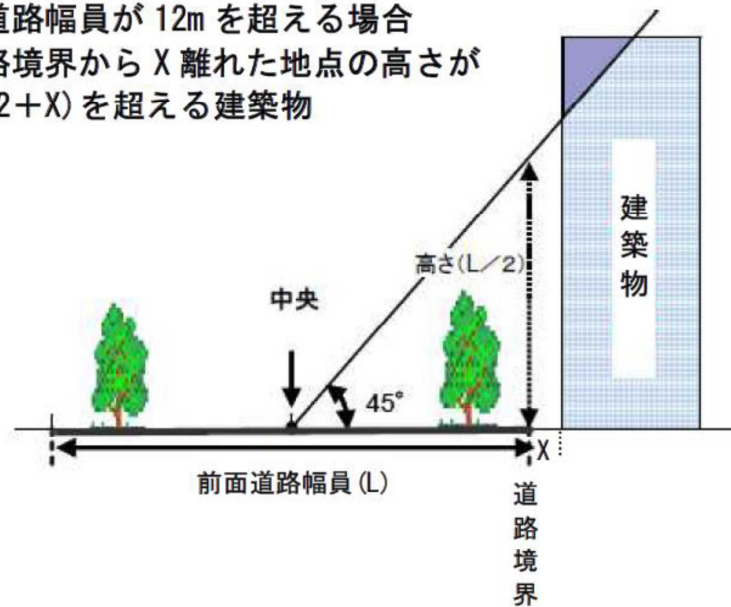


緊急輸送道路網図

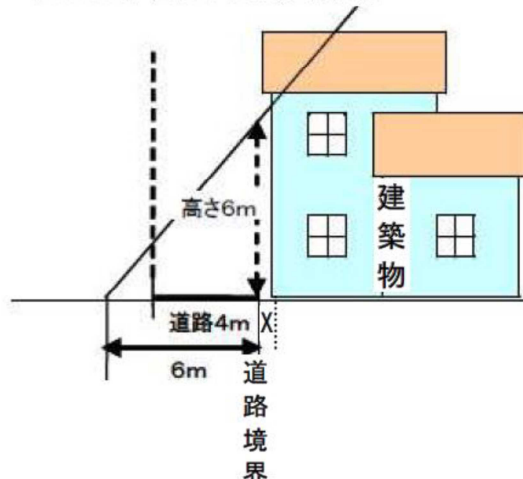
耐震化を促進する緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物

地震によって倒壊した際に、前面道路の通行を妨げる恐れがあり、優先的に耐震化の啓発促進を図る緊急輸送道路沿道の建築物は、下図のとおりとします。

- ①前面道路幅員が12mを超える場合
道路境界からX離れた地点の高さが
($L/2 + X$)を超える建築物



- ②前面道路幅員が12m以下の場合
道路境界からX離れた地点の高さが
($6m + X$)を超える建築物



通行障害既存耐震不適格建築物の要件

(出典：国土交通省「改正耐震改修促進法のポイント及び関連制度の概要」)

3. 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

(1) 各種落下物対策

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与える恐れがあります。このような被害を防止するため、建築物において落下の危険がある部分については、県と連携し、落下防止対策を講ずるよう促します。また、通行人が多いと考えられる場所では、建築防災週間、防災パトロール、通常の違反建築の査察等の際に所有者等に点検、改善を促します。

(2) ブロック塀等の対策推進

地震時において、コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を及ぼすことや道路を塞ぐことがあります。このため県と連携してパンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なブロック塀等の撤去費用の補助、改善の指導を行います。

【ブロック塀等の倒壊防止対策の対象となる避難路について】

地震時におけるコンクリートブロック塀等の倒壊による通行人への危害防止や道路の閉塞防止等を目的とし、八街市では令和元年度より八街市危険ブロック塀等除却費補助制度を創設し、危険コンクリートブロック塀等の除却工事に要する費用の一部を助成しています。

補助対象は八街市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱に記載のとおりですが、ブロック塀等対策の推進に掲げる「道路」とは地震災害時に避難上重要となる以下の道路を、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-1 6-(1 2)-①住宅・建築物耐震改修事業の1. 第1 1号における「避難路」として位置づけます。

- ・千葉県地域防災計画で定める緊急輸送道路
- ・八街市地域防災計画で定める緊急輸送道路を補完する道路
- ・小学校を中心とした概ね半径5 0 0メートルの区域にある通学路

(3) エレベーター及びエスカレーターの安全対策

地震発生時にエレベーターが緊急停止し内部に長時間閉じ込められたり、エスカレーターが脱落するなどの事態が問題となっています。エレベーターやエスカレーターは建築基準法により特定行政庁への定期報告が義務付けられており県と連携し所有者には維持保全を適切に推進し、建築災害・事故を未然に防止するように促します。

(4) 天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条第3項において、特定天井の構造が規定され、平成25年国土交通省告示第771号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。このような被害を防止するために、県と連携し、落下防止対策を講ずるよう促します。

4. 啓発及び知識の普及に関する事項

(1) 地震ハザードマップの作成・公表

- ・市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(地震ハザードマップ)を作成し公表します。

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

- ・市は、県や建築関係団体、地域住民等と連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組めます。
- ・相談窓口を充実し、建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法等の情報提供を行います。
- ・また、気象庁が提供する「緊急地震速報」をやちまたメール配信サービスとして情報提供することで、被害の軽減対策を実施します。

○ 相談窓口設置場所 : 建設部 都市計画課

① パンフレットの配布、相談会の開催

- ・地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその耐震性を知り必要な対策を取ることが大切であることから、耐震診断及び耐震改修等の必要性について広く周知していく必要があり、耐震化の促進に資する情報提供等を積極的に行なっていくものとします。

ア. パンフレットの配布

- ・建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及・啓発を進めるため、市窓口にはパンフレットを常備し配布します。

イ. 耐震相談会等の実施

- ・市は、建築関係団体等の協力を得ながら、建築士等による無料耐震相談会（出張耐震相談会、大規模イベントでの耐震相談会等）、市による出前講座を実施し建築物の所有者等の耐震化に関する知識の普及、啓発を図ります。

（３）リフォームにあわせた耐震改修の誘導

- ・住宅の増改築やキッチンの改修、バリアフリー化等のリフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的で有効な方法です。
- ・県と連携をして、リフォーム工事に併せた耐震改修の工事方法や新たな工法等に関する情報を提供し、耐震改修の促進を図ります。

（４）家具の転倒防止策の推進

- ・地震災害時には家具等の転倒による人的被害も多数発生しています。そこで、建築物の耐震化の促進とともに、家具等の転倒防止策を推進します。
- ・市は、ホームページ等を活用して具体的な家具の転倒防止対策に関する情報提供を行います。

（５）建築物の液状化対策

- ・東日本大震災では、県内でも東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として広域にわたり液状化現象が発生しました。千葉県では、こうした東日本大震災の液状化被害を平成23年度東日本大震災千葉県液状化調査報告書としてとりまとめ、ホームページで情報提供することとしています。本市においても、ホームページで情報提供し、建築物の所有者等の意識の啓発を図ります。

（６）自治会等との連携

- ・耐震化の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の被害については、自主防災組織^{※6}を中心として地域住民が一致団結して協力と連携を図り、いち早く防災活動を実施することで、軽減できます。
- ・市は、自主防災組織の構成単位である自治会や町内会との連携のもと、耐震化の促進を図ります。

※6 自主防災組織とは地域住民の方々が平常時からお互いに協力し合い、「自分たちのまちは自たちで守る」ということを目的に結成される防災組織をいいます。

5. 所管行政庁との連携

(1) 耐震改修促進法による指導・助言の実施

- ・耐震改修促進法で規定されている建築物の用途及び規模に該当する特定建築物の所有者に対して、所管行政庁（千葉県）は必要に応じ指導、助言、指示及び公表を実施する場合があります。
- ・また、指導、助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策を講じなかった場合において、損傷、腐食そのほかの劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると特定行政庁（千葉県として建築主事を置き主に建築確認の審査事務を行う機関）によって認められる建築物については、建築基準法による勧告や命令を行う場合があります。
- ・市は、所管行政庁と連携を図りながら、建築物の耐震化の促進のための施策や特定建築物の所有者に対する指導、助言などを実施していきます。

※ 資料-1 特定建築物の一覧 参照

6. その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

(1) 関係団体との連携

- ・市は、県及び建築関係団体との情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修の普及・促進に取り組んでいくものとします。

① 千葉県建築防災連絡協議会

- ・地震時の災害に備え、県及び市町村の緊密な連携のもとに、建築物に関する防災対策、地震対策の総合的、計画的な推進を図るため設置されています。

② 千葉県特定行政庁連絡協議会

- ・県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を図るために設置されています。
- ・県内所管行政庁による指導、助言、指示、公表及び特定行政庁における建築基準法による勧告又は命令に関する意見交換や連絡調整に努め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進しています。

③ 千葉県建築設計関連六団体連絡会議

- ・県内にある建築関連団体（(一社)千葉県建築士会、(公社)千葉県建築士事務所協会、(公社)日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会、(一社)日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉、(一社)千葉県設備設計事務所協会、(一社)日本建築学会関東支部千葉支所）において組織されます。

④ 千葉県耐震判定協議会

- ・学識経験者等により構成されており、耐震診断及び耐震改修計画について、その妥当性を判断している第三者機関です。
- ・その判断結果は、所管行政庁の認定判断の参考にされており、速やかな妥当性判断により、円滑な耐震診断及び耐震改修を行なえる環境を整えています。

(2) その他

- ・本計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。

参考資料

資料－１ 特定建築物の一覧（耐震改修促進法 第６条による用途規模の建築物）

用途	指導・助言対象となる要件 (特定既存耐震不適格建築物(法第14条))	指示対象となる要件 (特定既存耐震不適格建築物(法第15条第2項))	耐震診断義務付けとなる要件 (要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条))
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物	千葉県耐震改修促進計画または本計画に記載された道路に接する、施行令第4条で定める建築物	左に同じ	千葉県耐震改修促進計画または本計画に特別に指定した道路に接する、施行令第4条で定める建築物

資料－２ 特定建築物となる危険物の数量一覧

- ① 特定建築物の要件以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物。
- ② 指示対象となる特定建築物の要件床面積の合計が 5 0 0 m²以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物。

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	1 0 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	5 0 万個
ニ 銃用雷管	5 0 0 万個
ヘ 実包若しくは空包	5 万個
チ 信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
リ 導爆線又は導火線	5 0 0 k m
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	1 0 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
②消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 1 0 倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 3 0 t 可燃性液体類 2 0 m ³
④マッチ	3 0 0 マッチトン(※)
⑤可燃性のガス(⑦及び⑧を除く。)	2 万 m ³
⑥圧縮ガス	2 0 万 m ³
⑦液化ガス	2, 0 0 0 t
⑧毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物 2 0 t 劇物 2 0 0 t

(※) マッチトンはマッチの計量単位。 1 マッチトンは、並型マッチ(56 x 36 x 17mm)で 7,200 個、約 120kg。

資料－3 市有特定建築物の一覧

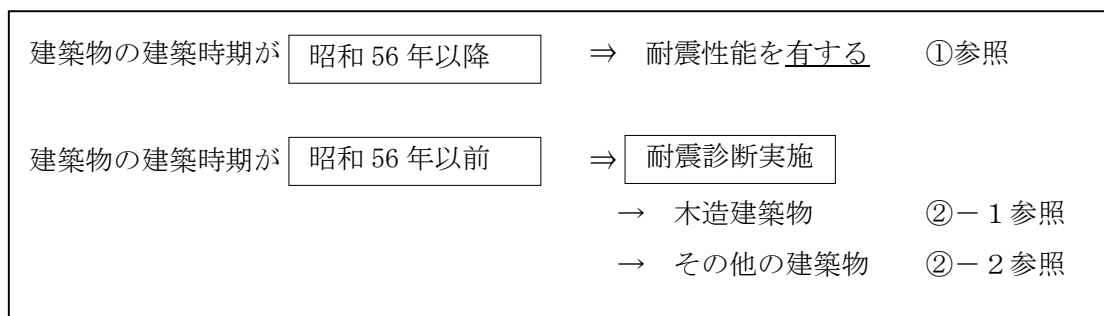
令和3年〇月〇日現在

	名称	地上階層	床面積	建築年	現況種類 名称	旧耐震	耐震診断 実施	診断結果 (安全)	診断結果 (要補強)	改修済	備考
公益上 必要な 建築物	八街市役所	3	2,499	昭和56年	第1庁舎	○	○		○	○	H30改修済
	八街市役所	3	1,487	昭和39年	第2庁舎	○	○		○	解体済	R2解体
	総合保健福祉センター	4	4,808	平成8年	総合保健福祉センター						
学 校	スポーツプラザ	2	4,971	平成4年	体育館						
	実住小学校	3	2,904	昭和58年	校舎						
	実住小学校	3	1,126	昭和58年	校舎						
	実住小学校	3	3,008	昭和58年	校舎						
	実住小学校	1	1,350	昭和45年	体育館	○	○		○	○	H22改修済み
	朝陽小学校	3	1,020	昭和58年	校舎						
	朝陽小学校	3	1,542	昭和58年	校舎						
	朝陽小学校	3	3,418	平成27年	校舎						
	交進小学校	3	2,880	昭和52年	校舎	○	○		○	○	H26改修済み
	二州小学校	2	3,208	平成13年	校舎						
	二州小学校沖分校	2	1,467	昭和54年	校舎	○	○	○			
	川上小学校	2	1,861	昭和49年	校舎	○	○		○	○	H26改修済み
	川上小学校	3	2,250	平成6年	校舎						
	八街東小学校	3	2,503	昭和56年	校舎	○	○		○	○	H26改修済み
	八街東小学校	3	1,083	昭和56年	校舎	○	○		○	○	H26改修済み
	八街東小学校	3	2,008	昭和56年	校舎	○	○	○			
	八街北小学校	3	2,509	平成3年	校舎						
	八街北小学校	3	2,172	平成3年	校舎						
	八街中学校	3	1,835	昭和47年	校舎	○	○		○	○	H26改修済み
	八街中学校	3	1,022	平成5年	校舎						
	八街中学校	2	1,575	昭和50年	体育館	○	○		○	○	H26改修済み
	八街中央中学校	3	2,601	平成18年	校舎						
	八街中央中学校	3	2,302	平成18年	校舎						
	八街中央中学校	3	4,008	平成18年	校舎						
	八街中央中学校	1	1,479	昭和45年	体育館	○	○	○			
	八街中央中学校	2	1,105	平成11年	武道場						
	八街南中学校	3	2,164	昭和61年	校舎						
	八街南中学校	3	2,316	昭和61年	校舎						
	八街南中学校	2	1,411	昭和61年	体育館						
	八街北中学校	3	3,947	平成8年	校舎						
	八街北中学校	2	1,165	平成8年	校舎						
	八街北中学校	3	2,982	平成8年	校舎・体育館						
保育所	八街保育園	2	827	昭和49年	保育所	○	○	○			H22改修済み
賃 貸 共 同 住 宅	九十九路団地1－1号棟	4	1340	昭和51年	市営住宅	○	○	○			H8診断済み
	九十九路団地2－1号棟	4	1232	昭和50年	市営住宅	○	○	○			H8診断済み
	九十九路団地2－2号棟	4	1232	昭和52年	市営住宅	○	○	○			H8診断済み
	九十九路団地2－3号棟	4	1232	昭和53年	市営住宅	○	○	○			H8診断済み
	長谷団地(1号棟)	4	1525	昭和59年	市営住宅						
	長谷団地(2号棟)	4	1525	昭和60年	市営住宅						
	長谷団地(3号棟)	4	1525	昭和61年	市営住宅						
	長谷団地(5号棟)	4	1525	昭和62年	市営住宅						
	長谷団地(6号棟)	4	1726	昭和63年	市営住宅						
合計						17	17	8	9	8	

資料－４ 建築物の安全性の考え方について

建築物の安全性については、その建築物の建築時期及び耐震診断の結果に応じて、耐震性能の有無等を判断することとしています。

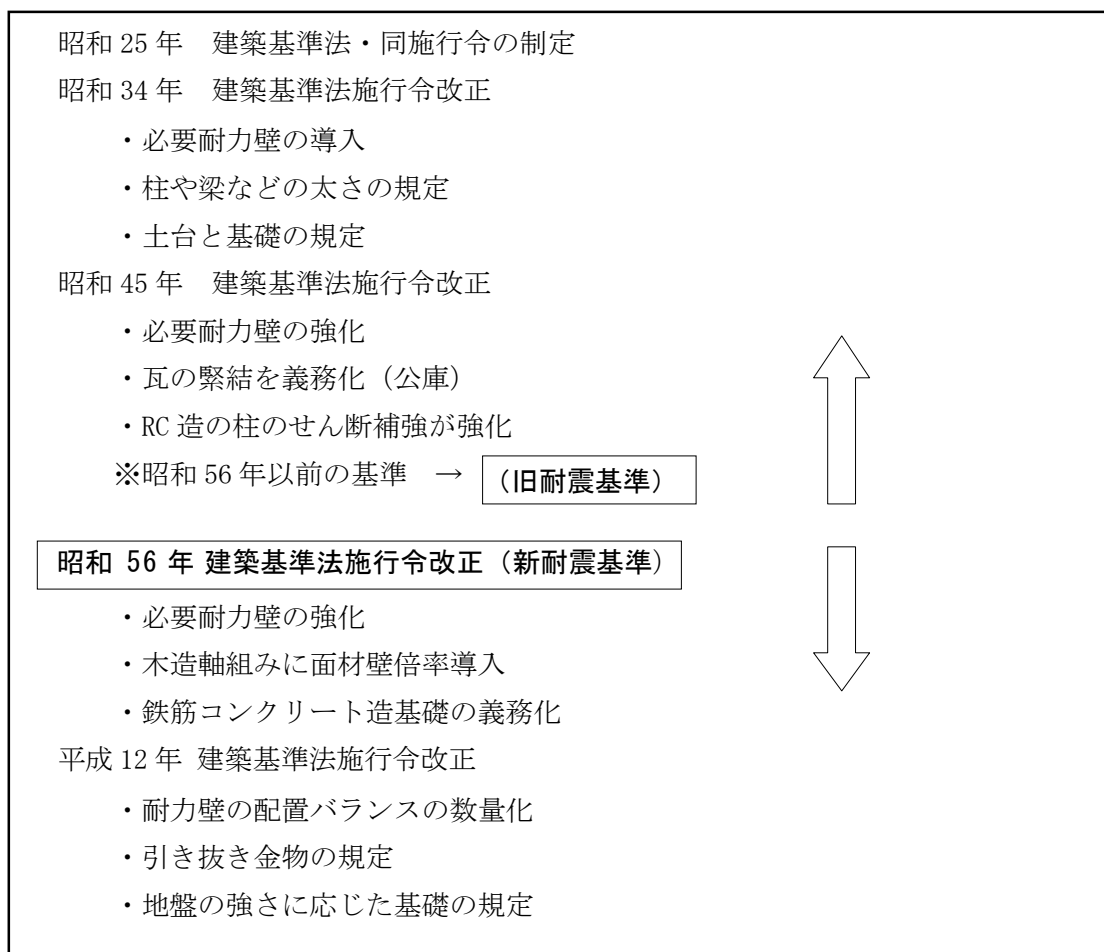
◆建築物の安全性の判断フロー



① 昭和 56 年以降に建築された建築物について

昭和 56 年に改正施行された建築基準法の新耐震基準で建築された建築物については、原則として耐震性能を有する建築物として判断します。

◆建築基準法・同施行令の変遷（参考）



② 昭和 56 年以前に建築された建築物について

昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された建築物は、国の方針※に基づく耐震診断を行い一定の基準を満たすものについては安全性を有すると判断し、基準を満たさないものに対しては所定の耐震改修を行うこととしています。

※国の方針：建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 参照

○ 建築物の耐震診断の指針

（『建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針』より抜粋）

建築物の耐震診断は、当該建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第 1 条第 3 項に規定されるもの）及び建築設備の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽、又は、摩損の度、材料強度等に関する実地調査、当該建築物の敷地の状況に関する実地調査等の結果に基づき、行うものとする。

② - 1 木造建築物（同方針より抜粋）

各階の張り間方向及びけた行き方向の構造耐震指標（構造評点）を規定に定めるところにより求め、下表により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価します。

構造耐震指標（I _w ）		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
1	I _w が 0.7 未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が高い。
2	I _w が 0.7 以上 1.0 未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性がある。
3	I _w が 1.0 以上の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が低い。

※I_wは当該建物の各階の張り間方向又はけた行き方向の数値

I_w 値が 1.0 以上の場合、要求される耐震性能を有し、1.0 未満の場合、耐震性能が低く補強の必要性があると評価されます。

② - 2 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造等の建築物

(同方針より抜粋)

各階の構造耐震指標を規定に定めるところにより求め、下表により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価します。

構造耐震指標 (Is)		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
1	Is が 0.3 未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が高い。
2	Is が 0.3 以上 0.6 未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性がある。
3	Is が 0.6 以上の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が低い。

※Is は当該建物の各階の数値

Is 値が 0.6 以上の場合、要求される耐震性能を有し、0.6 未満の場合、耐震性能が低く補強の必要性があると評価されます。